

件名：新型コロナウイルス感染症（非常事態宣言の30日間の延長）

<ポイント>

- 9日、ベネズエラ政府は、非常事態宣言を30日間延長すると発表しました。
- この延長により、現在行われている社会的集団隔離等が継続します。また、10日からの緩和策について、地域によって2つの緩和策を定めたと発表しました。
- 新型コロナウイルスの感染は、特に都市部で拡大していますので、十分注意してください。

<本文>

1 9日、マドゥーロ大統領は、ベネズエラ全土で実施している新型コロナウイルス対策の非常事態宣言を30日間延長すると、国営放送を通じて発表しました。なお、商用便の運航についての発表はまだありません。

2 この延長により、現在行われている社会的集団隔離による州や市をまたいだ移動の制限、商業施設の業務制限、外出規制等が、継続することとなります。また、10日からの7日間の緩和策の実施についても、以下のとおり、地域によって2つのレベルを定めたと発表しました。

(1) 部分緩和地域：カラカス首都区、ミランダ州、スリア州、バルガス州、スクレ州、ボリバル州、タチラ州、アラグア州、カラボボ州については、食料、医療、薬品等必要最低限の分野に加えて、建設、銀行、修理業、化学工業、理美容、歯科医院等の10分野において、時間制限により活動できます。

(2) 全体緩和地域：上記(1)以外の地域については、上記(1)に加えて、24の経済分野において活動できます。

なお、国境沿いの市区町村については、検疫強化が継続されます。

3 (1) ベネズエラ政府の発表によれば、ベネズエラでの感染者数等の累計は、9日までの累計で、症例数が25,805名、死亡者数が223名、治癒数が14,224名と発表しています。1か月前の非常事態宣言発表時から、症例数も死亡者数も2倍以上になっており、依然として感染が拡大しております。

(2) 現在の感染は主に市中感染であり、特に、カラカス首都区等の都市部での感染者数が増加しております。

(3) 以下のような予防に努めてください。また、ベネズエラでは、断水も頻繁に発生していますので、アルコール消毒による代替手段の確保等も大事です。

- ・ 手洗いの励行
- ・ マスクや手袋の着用
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

(4) ベネズエラ政府発表の新型コロナウイルス対策に関する規制も遵守してください。

https://drive.google.com/file/d/146_Nih6aq0352eKZc-Q5jxubkj6lplqY/view

(5) 日本の厚生労働省では、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を以下のホームページで提唱しています。日常生活をおくる上での参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

(6) 新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：当館 HP 新型コロナウイルス関連情報

https://www.ve.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考：ベネズエラ・ボリバル共和国政府保健省新型コロナウイルス関連サイト

<http://www.mpps.gob.ve/index.php>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

このメールは、在留届及び「旅レジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ベネズエラ日本国大使館

電話：(+58)-212-262-3435

FAX：(+58)-212-262-3484

ホームページ：<http://www.ve.emb-japan.go.jp>